

アマチュア局保証業務規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本アマチュア無線振興協会（以下「協会」という。）が、総務大臣が定める「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」（以下「要領」という。）に基づき、アマチュア局の無線設備等が電波法第 3 章の技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していることの保証業務を実施するために必要な事項について定めることを目的とする。

(保証の対象)

第 2 条 協会が保証を行うアマチュア局の無線設備等は、次のとおりとする。

- (1) 無線局の免許申請（開設）に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (2) 空中線電力 200 ワット以下の送信機に取り替える場合又は空中線電力 200 ワット以下の送信機を増設する場合の当該取り替え又は増設にかかる送信機
- (3) 電波の型式若しくは空中線電力の指定の変更又は周波数の指定の変更（水晶片を撤去する場合を除く。）を伴う変更の工事をする空中線電力 200 ワットを超え 2000 ワット以下の送信機
- (4) 無線設備の設置場所の変更に係る空中線電力 200 ワット以下の無線設備
- (5) 無線設備規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 119 号）附則第 3 条第 1 項の規定による経過措置を受けている無線設備について同令附則第 2 条に規定する新規規則の条件に適合することの確認（以下「スプリアス確認保証」という。）に係る送信機

(保証の申込)

第 3 条 協会の保証を受けようとする者（以下「出願者」という。）は、前条第 1 号から第 4 号までの保証を受ける場合は、次に掲げる事項を記載した無線設備の保証願書（様式第 1 号）に、第 3 項第 1 号及び第 2 号の書類を添付して提出するものとする。

- (1) 保証を受けようとする無線設備の工事設計に関する事項
- (2) 無線局の安全施設に関する事項
- (3) 無線設備の保守管理に関する事項
- (4) 技術基準の維持等に関して遵守すべき事項
- (5) その他必要とする事項

2 出願者は、前条第 5 号の保証を受ける場合は、次に掲げる事項を記載したスプリアス確認保証願書（様式第 1 号第 3）に、第 3 項第 3 号の書類を添付して提出するものとする。

- (1) 保証を受けようとする無線設備の工事設計に関する事項
- (2) 技術基準の維持等に関して遵守すべき事項

(3) その他必要とする事項

3 前二項の保証願書に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 無線局免許申請書又はアマチュア局の無線設備等の変更申請（届）書
- (2) 無線局事項書及び工事設計書
- (3) 要領別紙に規定するスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書

(保証料)

第 4 条 出願者が、前条の申込みを行う場合は、次の区分により別紙に定める額を協会に支払うものとする。

- (1) 無線局の免許申請（開設）に係る保証の場合
- (2) 無線設備の変更の工事に係る保証の場合
- (3) 無線設備の設置場所の変更に係る保証の場合
- (4) スプリアス確認保証の場合

(遵守事項)

第 5 条 出願者は、第 3 条第 1 項により提出された保証願書において同項第 4 号に定める「技術基準の維持等に関して遵守すべき事項」として掲げられた次の事項に同意したものとみなす。

- (1) 無線設備を技術基準に適合するよう維持すること。
- (2) 第 10 条の規定に従い、協会から送付する様式第 5 号に定める調査報告書（以下「調査報告書」という。）を免許後速やかに提出すること。
- (3) 協会が行う保証業務に係る調査（実地調査を含む。）及び指導に協力すること。

2 出願者は、第 3 条第 2 項により提出された保証願書において同項第 2 号に定める「技術基準の維持等に関して遵守すべき事項」として掲げられた次の事項に同意したものとみなす。

- (1) 無線設備を技術基準に適合するよう維持すること。
- (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告すること。
- (3) 協会が行う保証業務に係る調査（実地調査を含む。）及び指導に協力すること。

(保証の可否)

第 6 条 協会は、保証願書を受付したときは、遅滞なくその記載内容について、要領別表第 1 号に掲げる項目について審査を行い、保証の可否を決定する。

2 協会は、必要があると認めるときは、出願者に対し説明又は追加の資料等の提出を求めることができる。

(保証書の発行等)

第 7 条 協会は、前条第 1 項の規定により、保証をしたときは、第 3 条第 3 項の書類に様式第 2 号及び第 3 号に定める保証書及び申請者名簿を添付して、所管の総合

通信局長又は沖縄総合通信事務所長に送付する。

- 2 協会は、前項の手続きを行ったときは、その旨を様式第4号に定める通知書により出願者に通知するものとする。

(保証願書の返戻)

- 第8条 協会は、第6条第1項の規定により保証を行うことが適当でないと認めるときは、その理由を付して、保証願書及び第3条第3項の書類を出願者に返戻する。

(保証料の返戻)

- 第9条 第4条の規定により協会に納付された保証料は、当該保証の内容について瑕疵があったために無線局免許が得られず、又は無線設備の変更が認められなかった場合、若しくはスプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書が受理されなかったときを除き、返戻しない。

(調査報告書の提出)

- 第10条 協会は、第7条第2項の通知を行う際にあわせて、調査報告書を出願者に交付する。ただし、スプリアス確認保証の場合は除く。

- 2 第7条第2項の通知を受けた者が、当該無線設備に係る無線局の免許、取り替え若しくは増設に係る送信機の変更許可又は無線設備の設置場所の変更許可を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した前項の調査報告書を、協会に提出するものとする。

- (1) 保証番号
- (2) 送信機の型名
- (3) 放送受信障害（54MHz以下の周波数を使用する送信機の場合に限る。）に関する事項
- (4) その他必要とする事項

(調査及び指導)

- 第11条 協会は、次に掲げる場合には、要領に基づく指導員による調査（実地調査を含む。）及び指導を行い、必要な措置が講じられているか確認する。

- (1) 調査報告書の提出がないとき（空中線電力50ワット以下の移動する局を除く。）
- (2) 保証を行った無線設備により、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えているとき
- (3) 調査報告書の記載内容が技術基準に照らして適当でないと認められるとき
- (4) その他保証の業務の遂行上特に必要と認めるとき

- 2 指導員による実地調査は、調査報告書の記載事項と当該無線設備との対比照合、無線設備の技術基準への適合及び当該無線局の運用状況等とし、次に該当するアマ

チュア局に対して実施する。ただし、報告書の記載内容が適当でない場合は、原則として文書による指導とする。

(1) 調査報告書の提出がないアマチュア局であって、提出期限を定めて督促したにもかかわらず、当該調査報告書の提出がない場合

(2) 文書等により指導したにもかかわらず、改善措置が講じられていない場合

(3) その他保証業務の遂行上必要があると認められる場合

3 協会が実地調査を行う場合には、事前にその理由を文書により通知するものとする。

4 協会は、指導員から調査及び指導を行った結果を求め、必要な対策が講じられたことを確認した場合は、当該アマチュア局に対してその内容を通知する。

5 協会は、実地調査を実施した場合には、その経費のうち交通費を当該アマチュア局の免許人に対し請求するものとする。

(連絡等)

第12条 協会は、前条の調査及び指導を行った結果、第7条第2項の通知を受けた者が電波法第6条及び第17条に基づく申請をしていないことが判明した場合は、その旨を所管の総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長に適宜の方法で通知するものとする。

2 協会は、所管の総合通信局又は沖縄総合通信事務所から調査報告書の提出状況、調査及び指導の状況について照会等があった場合には、その状況を連絡する。

(実施方法書の明示)

第13条 この規程は、要領に定める実施方法書として、協会が保証業務を行う事務所に備えて閲覧に供するなどの方法により明示する。

2 この規程は、電波法令の改正等に伴い、予告なく改正することがある。

(業務書類の保存)

第14条 協会は、保証願書、調査報告書、申請者名簿の写し、保証願書返戻通知の写し、報告書の提出状況、調査及び指導の状況その他業務の遂行に必要な書類を2年間保存するものとする。

附 則

この規程は、保証業務の実施の日（平成26年11月10日）から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年6月30日から施行する。

改正：第2条～第5条、第9条～第12条及び第13条

2 (削除)

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、別紙 保証料については、平成30年4月1日から施行する。

改正：第5条、第7条、第8条、第10条、別紙 保証料、別紙（様式第1号）
第1及び第2

- 2 この規程による改正前の別紙（様式第1号）第1及び第2の様式により調製した用紙は、この規程の施行後においても、当分の間使用することができる。この場合、改正前の様式により調製した用紙を修補して使用することがある。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

改正：第2条、第3条、別紙保証料

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

削除：平成28年6月30日付け附則第2項を削除

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。ただし、別紙 保証料3については、令和6年4月1日から施行する。

改正：別紙保証料

保証料（第4条）

1 無線局の免許申請（開設）に係る保証の場合

保証の対象となる 送信機の数（注）	保証料 （消費税込み）
1台のみ	5,500円（基本料：1台分の保証料を含む）
2台以上	2台以上は、基本料5,500円に1台毎に1,100円を加算した額

注：臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局であって、同一出願者が過去2年以内（保証日の翌日から起算）に保証を受けた送信機と同一の送信機について保証を受けようとする場合は、台数の算定において、当該送信機を除いた数とする。ただし、出願者の申告によるものとし、最低数は1台とする。

2 変更の場合

(1) 無線設備の変更の工事に係る保証の場合（送信機の増設、取り替え等）

保証の対象となる 送信機の数	保証料 （消費税込み）
1台のみ	5,500円（基本料：1台分の保証料を含む）
2台以上	2台以上は、基本料5,500円に1台毎に1,100円を加算した額

(2) 設置場所の変更の場合

一律 3,300円（消費税込み）

3 スプリアス確認保証の場合

(1) 空中線電力200W以下の送信機の場合

保証の対象となる 送信機の数	保証料 (消費税込み)
1台のみ	4,400円(基本料:1台分の保証料を含む)
2台以上	2台以上は、基本料4,400円に1台毎に1,100円を加算した額

(2) 空中線電力200Wを超える送信機の場合

保証の対象となる 送信機の数	保証料 (消費税込み)
1台のみ	8,800円(基本料:1台分の保証料を含む)
2台以上	2台以上は、基本料8,800円に1台毎に2,200円を加算した額

4 実費の徴収

前記各項において、出願者の同意を得た上、保証のために電波特性等の実測を要した場合は、実費を保証料に加え徴収する。

5 保証料の特例措置

保証料の特例措置については、会長が別に定めることができる。

(様式第1号) 第2: 無線設備変更に係る取替え若しくは増設の送信機又は無線設備の設置場所変更に係る無線設備の場合

アマチュア局の無線設備等の変更保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、アマチュア局の変更申請(届)に係る保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します

出 願 の 日	年 月 日
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	

出 願 者	住 所	
	社団の場合は 事務所の所在地	
氏 名	氏 名	社団の名称
	社団の場合は 代表者の氏名	社団の場合に限る

変更を申請する無線設備	送信機番号	変更区分			送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種の登録番号	接続するブースタの名称等 (ブースタ等を使用している場合のみ)	附属装置の有無 (有る場合のみ)	JARL 使用欄	(保証料の払込証明書の貼付欄)
		取替	増設	変更						
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	
	第()送信機	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>	

・専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書(払込用紙右端)を貼付して下さい

・郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい
※必ず控え(コピー)を取り、免許状が到着するまで、お手元に残すことをお勧めします

・インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい

無線設備の設置場所・移動範囲の変更の区分	<input type="checkbox"/> 設置場所を変更する	<input type="checkbox"/> 移動範囲を変更する
----------------------	------------------------------------	------------------------------------

その他の事項	<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致しています ※保証の対象(設置場所変更等を除く)となる設備は、平成17年12月1日に施行された新スプリアス規格に適合しているものであること
--------	---

安全及び保安施設	(1) 電波の強度(容易に出入りすることができないように施設する) ※電波法施行規則別表第二号の三の二に定める電界の強度を超える場合に該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み(内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設(内容)
	(2) 高圧電気(外部より容易に触れることができないように施設する) ※交流電圧300ボルト若しくは直流電圧750ボルトを超える電気を扱う場合に該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み(内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設(内容)
	(3) 保安施設(空中線系に避雷器又は接地装置を設ける) ※24MHz帯以下の無線設備が該当	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 施設済み(内容) <input type="checkbox"/> 免許までに施設(内容)

無線設備の保守点検	<input type="checkbox"/> 実施します
-----------	--------------------------------

遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します (2) 協会から送付される調査報告書を変更許可後速やかに提出します (3) 協会が行う保証業務に係る調査(実地調査を含む。)及び指導の通知等があった場合には、全面的に協力します
------	--

参考事項	・設備を共用する場合は、同時に保証を申し込む者の氏名 ・その他参考となる事項
------	---

スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

					出 願 の 日	年 月 日	
出 願 者	住 所				電 話 番 号		
	社団の場合は 事務所の所在地				F A X		
	氏 名	(ふりがな)		社団の名称			
	社団の場合は 代表者の氏名			印 社団の場合に限る			
免許番号			識別信号(呼出符号)				
ス プ リ ア ス 確 認 保 証 を 申 し 込 む 無 線 設 備	装置の区別	送信機の名称等	技適番号又は JARL登録機種種の登録番号	製造番号	付属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)		(保証料の払込証明書の貼付欄) ・専用の払込用紙で払い込まれたときは、 受付証明書(払込用紙右端)を貼付して 下さい。 ・郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込 まれたときは、受領証の原本を貼付して 下さい。 ※必ず控え(コピー)を取りお手元に残 すことをお勧めします。 ・インターネットを使用して払い込まれた ときは、確認画面のハードコピーを添付 して下さい。
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有		
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査(実地調査を含む。)及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。					※保証料の算定 (空中線電力が200W以下の送信機の場合) ・基本料(1台分の料金を含む) 2,600円 ・2台目以降 1台ごとに1,000円を加算 (空中線電力が200W超えの送信機の場合) ・基本料(1台分の料金を含む) 7,000円 ・2台目以降 1台ごとに2,000円を加算	
特例適用	<input type="checkbox"/> 有 { }					保証料の額	円
参考事項							

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。

注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄は、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。

(様式第 2 号)

第 1 : アマチュア局の免許申請 (開設) に係る無線設備の場合 (書面用)

(総合通信局等向け)

日アマ協保第 号

技術基準適合の保証書 (開設)

別紙の申請者名簿に係る 年 月 日付けの無線局免許申請の

無線設備は、電波法第 3 章の技術基準に適合していることを保証します。

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 印

(様式第2号)

第2：アマチュア局の免許申請（開設）に係る無線設備の場合（電子申請用）

(出願者向け)

日アマ協保第 号

技術基準適合の保証書（開設）

以下の申請者に係る無線局免許申請の無線設備は、電波法第3章の技術基準に適合していることを保証します。

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 印

保証番号	都道府県名	備考
氏名		

(様式第2号)

第3：無線設備変更に係る取替え若しくは増設の送信機又は無線設備の設置場所変更に係る無線設備の場合（書面用）

(総合通信局等向け)

日アマ協保第 号

技術基準適合の保証書（変更）

別紙の申請者名簿に係る 年 月 日付けのアマチュア局の無線設備変更申請（届）に関する取替え若しくは増設に係る送信機又は無線設備の設置場所変更に係る無線設備については、電波法第3章の技術基準に適合していることを保証します。

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 印

(様式第2号)

第4：無線設備変更に係る取替え若しくは増設の送信機又は無線設備の設置場所変更に係る無線設備の場合（電子申請用）

(出願者向け)

日アマ協保第 号

技術基準適合の保証書（変更）

以下の申請者に係るアマチュア局の無線設備変更申請（届）に関する取替え
(注)

若しくは増設に係る送信機又は無線設備の設置場所変更に係る無線設備について

は、電波法第3章の技術基準に適合していることを保証します。

注：下線部は、非該当のものを削除

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 印

保証番号	免許番号	都道府県名	備考
氏名	呼出番号		

(様式第 2 号)

第 5 : スプリアス確認保証の場合

(総合通信局等向け)

日アマ協保第 号

技術基準適合の保証書 (スプリアス確認保証)

別紙の申請者名簿に係るスプリアス確認の無線設備は、無線設備規則の一部を改正する省令 (平成 17 年総務省令第 119 号) 附則第 3 条第 1 項の規定の適用を受けている無線設備について同令附則第 2 条に規定する新規則の条件に適合することを保証します。

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 印

(様式第3号)

申請者名簿の様式

〇〇総合通信局又は沖縄総合通信事務所管内分

申請者名簿

(注1)

〇/〇ページ

(保証年月日)

年 月 日

(免許/許可年月日)

年 月 日

	保証番号	免許番号 (注2)	都道府県	備考 (注3)
	氏名	呼出符号 (注2)		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1 開設、変更又はスプリアス確認と記載すること。

2 申請者名簿（開設）の場合には、免許番号及び呼出符号の欄は記載しないこと。

3 電子申請対象者の場合は、電子申請と記載すること。

(様式第4号)

第1：出願者への通知書（開設又は変更）

年 月 日

（保証年月日）

○ ○ ○ ○ 殿

〒170-8088

東京都豊島区巢鴨三丁目3番6号

共同計画ビル

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会

保証事業センター

アマチュア局の保証通知書（開設（又は変更））

貴殿から提出のありましたアマチュア局の保証願書は、総務大臣が定めるアマチュア局の保証に適合していたので、本日、申請書類等を所轄の総合通信局（又は沖縄総合通信事務所）へ提出しましたことを、ご通知いたします。

なお、無線局免許状等は、約1ヶ月後に所轄の総合通信局（又は沖縄総合通信事務所）から直接貴殿に送付等されるので、併せてご通知いたします。

保証番号	
------	--

※無線局免許状が到着したら、同封の調査報告書に必要事項を記入のうえ、速やか（1ヶ月以内）に協会保証事業センターあて、返信用封筒によりご提出ください。

(様式第4号)

第2：出願者への通知書（スプリアス確認保証）

年 月 日
(確認保証年月日)

○ ○ ○ ○ 殿

〒170-8088
東京都豊島区巣鴨三丁目36番6号
共同計画ビル
一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
保証事業センター

スプリアス確認保証通知書

貴殿から提出のありましたスプリアス確認保証願書は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について同令附則第2条に規定する新規規則の条件に適合することを保証したので、スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）を●●年●●月●●日、所管の総合通信局（又は沖縄総合通信事務所）へ提出しましたことを、ご通知いたします。

確認保証番号	
--------	--

装置の区別	型式又は名称	技適番号又は JARL登録番号	製造番号
第 送信機			
第 送信機			
第 送信機			
第 送信機			
第 送信機			

上記の無線設備により、他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知した場合は、速やかに適宜の方法により協会に報告してください。

【報告先】 JARD保証事業センター

○FAX 03-3910-7277

○E-mail hosh@jard.or.jp

(様式第5号)

調査報告書の様式

調査報告書

年 月 日

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

○免許人名 (自署) _____

○保証番号 _____

○申請の種別と空中線電力

- ・申請の種別 開設 変更
- ・空中線電力 50W以下 50Wを超える

○設備したトランシーバ(送信機)の名称など

※変更申請の場合には変更のない設備については記載省略

○当該設備に係る無線局の免許の日、取替え若しくは増設に係る送信機の変更許可の日又は無線設備の設置場所の変更許可の日

- ・免許の年月日 _____年____月____日
- ・変更申請の許可年月日 _____年____月____日

※無線局免許状の左下に記載された日付

○放送受信障害と電子機器への影響

- ・障害の有無 有り 無し
- ・障害の状況等

障害を受けた機器の種類と名称 _____
トランシーバの名称と運用周波数、原因、混入経路

- ・混信防止対策 対策済み 未了
- 無線局側、電子機器側、アンテナ間隔、停波又は電力低減、その他

○業務書類の整備 整備済み

ご連絡先 _____ ※

※日中連絡の取れる電話番号等を記載して下さい。